

年金友の会 盛大に開催

10月16日今金町民センターにおいて、今金町農協年金友の会主催の「第24回年金友の会つどい」が開かれました。当日は350名あまりの会員の方々が来場され大盛況となりました。

午前の部では「健康づくり講話」薬と上手につきあう方法」と題して、JA北海道厚生連の主任薬剤師を講師に迎えて健康作りのための講演が行われました。薬を服用する上での注意点

ほか役立つ話しも多く、皆さん興味深くお話に聞き入っていました。また、お昼休みには会員の有志の方々が楽器を演奏したり、歌ったり踊ったりと楽しい時間はあつと言う間に過ぎ、午後の部からはプロ歌手の山本裕美子さん・城山さとみさんによる歌謡ショーが行われました。プロの歌声とパフォーマン스는圧巻で、会場は沢山の拍手に包まれていました。



林 磯次郎会長の開会挨拶



健康づくり講話では
皆さん真剣な表情です



お昼休みにも、有志の方々の
様々な出し物がありました



右・山本裕美子さん
左・城山さとみさん



プロの歌声に皆さん
拍手喝采です



舞台を降りて、
皆さんとのふれあいも



あなたのもしもに心強い味方

労災保険

農業機械の操作や高所など、危険な場所での作業が多い農業。全国で毎年約400人の方々が亡くなっています。皆さんも農作業中にけがをしたり、ヒヤリとした経験がある方もいるかもしれません。

労働者災害補償保険（労災保険）は、農作業中の事故などによる経済的負担を軽くする力強い味方です。治療費の全額負担や休業補償など、さまざまな補償が充実しています。JA共済の「農作業中傷害共済」と併せて万一のときに備えましょう。



監修…キリン社会保険労務士事務所 所長
入来院重宏（いりきんしげひろ）さん
（特定社会保険労務士）

JA全中、全国農業会議所等の顧問社会保険労務士。2010年8月に農業法人などの雇用改善を支援する「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク」の会長に就任。社労士の立場から農業雇用の改善などを支援する。

労災保険は どんな保険ですか？

労災保険は、労働基準法の災害補償に基づいた公的保険です。労働基準法では、災害を受けた労働者を守るために、労働者や家族に一定の補償を行うよう義務づけています。が、法律でこれらの規定を義務づけても、事業主が無資力のため補償されないことも考えられます。そのため、国が労働者に対し、直接災害補償する制度が必要となり誕生した

のが労災保険です。

労働者が、仕事や通勤の途中の事故によるけがや病気で、入院や通院もしくは障害を負ったり死亡した場合、治療費の全額補償や所得補償など、手厚い補償を受けることができます。

労災保険の主な特徴

- 必要な療養、または療養の費用を負担
- 休業4日目から休業補償給付の支給
- 体に障害が残った場合の障害補

償や介護補償

- 万一、死亡した場合は遺族の人数に応じ年金型の補償給付

なぜ 必要なのですか？

労働者を使用する事業は、すべて労災保険の適用事業となります。1人でも労働者を雇用する事業主は、労災保険への加入が法律で義務づけられているということです。

ところが、国家公務員などの適



用除外や雇用する労働者が常時5人未満の個人経営の農業（暫定任意適用事業）は、労災保険の加入義務はありません。そのため、日本農業を支える家族経営の農家の多くは、たとえ労働者を雇用していても労災保険に入っていないケースが多いのです。しかし、1人でも労働者を雇用し、その労働者が事故でけがをすれば、事業主である農家は労働基準法に基づいて治療代などを補償しなければなりません。入来院さんは「農家が労災保険に加入しないのは、自賠責保険に